

定期積金

(平成 26 年 1 月 6 日現在適用中)

項 目	内 容
1. 商 品 名 (愛 称)	・定期積金 (スーパー積金)
2. ご 利 用 先	・法人および個人
3. 期 間	・6 か月以上 6 0 ヶ月 (5 年) 以内 (1 か月単位)
4. 預 入 方 法 (1) 預 入 方 法 (2) 預 入 金 額 (3) 預 入 単 位	・契約期間内で掛金を分割受入 ・1 回当たり 1,000 円以上 ・1,000 円単位
5. 払 戻 方 法	・満期日以後に一括して支払います。
6. 給 付 補 填 金 (1) 運 用 利 回 り (2) 利 払 頻 度 (3) 計 算 方 法	・当初契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を 1 円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算
7. 手 数 料	—
8. 付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切捨て) により計算した利息とともに払い戻します。 初回払込日から解約日までの期間が 1 年未満の場合 解約日における普通預金利率 初回払込日から解約日までの期間が 1 年以上の場合 約定年利回り × 60% (ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。)
10. 税 金	・利息に相当する給付補填金に対して、一律 20.315% の源泉分離課税 (国 税 15.315%、地方税 5%) ・マル優の取扱いはできません。
11. 金 利 情 報	・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
12. 預 金 保 険 制 度	・本預金は、預金保険制度の対象となります。
13. その他参考となる 事項	・払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べ ます。または当初計画時の店頭表示の利回り (年 365 日の日割計算) の割合による遅延損害金をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・自動継続の取扱いはできません。

< 当行が契約している指定紛争解決機関 >

全国銀行協会

連 絡 先 : 全国銀行協会相談室

電話番号 : 0570-017109 または 03-5252-3772